

VI. おわりに

- 介護予防サービスの提供は、利用者の「自立支援」に大いに役立つものであることが求められる。このためには、これまでのサービス提供の在り方を基本的に見直し、利用者の個別性や個性を尊重しつつ、軽度者の状態像の特性に応じたサービス提供を行っていくことが重要である。本WTは、こうした観点から、新予防給付のサービス提供の在り方について議論を行い、本報告書を取りまとめたところである。
- 議論に当たっては、現行の介護サービスにおける現状と課題を十分踏まえつつ、今後の介護予防サービスを提供していくに当たっての基本的な視点について整理した後、個々のサービスの基準及び報酬設定に当たっての基本的考え方を検討した。さらに、各介護予防サービスの位置付けを踏まえつつ、軽度者の状態像の特性を踏まえた、全体としてのモデル的なサービスの組み合わせを提示していくことについても検討が必要である。
- 介護予防サービスの提供においては、介護予防ケアマネジメントに従事する者は、サービス利用者の立場にたって、サービス利用者の介護予防サービスが適切に行われるよう、ケアプランを作成することが求められる。また、介護予防サービスの適切な利用の結果、それらのサービスが不要となった場合においても、継続的・連続的なケアマネジメントの観点から、地域包括支援センターが適切にフォローアップしていくことが重要である。
- さらに、新予防給付の対象者となる方々が、自立支援に向け自ら積極的に介護予防サービスを利用されるよう、本WTにおける議論も踏まえながら、今回の介護予防に関する制度改正の趣旨や考え方について、更なる普及啓発に努めることが必要である。
- なお、本WTでは新たに創設される「新予防給付」を中心として検討を行ったが、例えば「栄養改善」、「口腔機能の向上」のようにより要介護度の高い対象者についても高い必要性和効果が望めるサービスがある。そのため、本WTで検討した要支援者を対象とした介護予防・自立支援に向けた考え方が、介護給付本体のサービス提供にも反映され、すべての高齢者、要介護者がそれぞれの状態に応じた適切かつ効果的な介護予防サービス・支援を受けられるようにすることが重要であるとの意見があった。
- 本報告書が、介護給付費分科会での基準・報酬等にかかる議論に資することを期待するものである。

介護予防ワーキングチーム委員

- 井形 昭弘 名古屋学芸大学学長

- 大内 章嗣 新潟大学歯学部教授

- 大川 弥生 国立長寿医療センター一部長

- 開原 成允 国際医療福祉大学副学長

- 川越 博美 聖路加看護大学教授

- 高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授

- 辻 一郎 東北大学大学院教授

- 栃本 一三郎 上智大学総合人間科学部教授

- 吉池 信男 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹

(敬称略、五十音順、○は座長)